

社会福祉法人聖霊会役員及び評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖霊会（以下「法人」という）の役員及び評議員の報酬及び交通費等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 役員及び評議員が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。但し、理事長、常務理事及び法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者のこの条に定める役員報酬等は、支給しないものとする。

(役員報酬等)

第4条 理事長及び常務理事が、法人業務及び事業の運営のために業務に当たった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

- 2 理事が、理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。但し、理事長、常務理事及び法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者のこの項に定める役員報酬等は、支給しないものとする。
- 3 監事が、法人及び事業の運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬の支給は年度内に2回、9月と3月とし、この期間内の勤務実体に即して支給する。

- 2 月額による報酬の支給は、毎月25日とする。但し、その日が日曜日の場合はその前々日、支給定日が土曜日の場合はその前日の金曜日に支払うものとする。その場合、金曜日以降の日が引続き休日となる場合は、さらにその休日の前日に遡り支給する。
- 3 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(出張旅費、宿泊費)

第6条 理事が、法人業務のため出張する場合は、別に定める社会福祉法人聖霊会学会・出張旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費等）を支給することができる。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに理事長及び常務理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長及び常務理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から

日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 4 第2項の規定にかかわらず、理事長及び常務理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第10条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付則

この規程は平成26年4月1日から施行する。(2014年3月20日評議員会承認)

平成29年6月22日 一部改定する。(2017年6月22日評議員会承認)

平成29年10月26日 一部改定する。(2017年10月26日評議員会承認)

2019年11月1日 一部改定する。(2019年10月24日評議員会承認)

2021年6月20日 一部改定する。(2021年6月20日評議員会承認)

2025年6月20日 一部改定する。(2025年6月20日評議員会承認)

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬	交 通 費
理事会出席報酬等	15,000円 (源泉所得税込)	実 費
評議員会出席報酬等	15,000円 (源泉所得税込)	実 費

別表2（第4条関係）

名 称	報 酬	交 通 費
理事長業務報酬等	月額250,000円 (源泉所得税込)	職員通勤手当相当
常務理事業務報酬等	月額200,000円 (源泉所得税込)	職員通勤手当相当
理事業務報酬等	15,000円 (源泉所得税込)	実 費
監事監査指導報酬等	15,000円 (源泉所得税込)	実 費